

<令和8年度募集>

大阪市事業所内保育事業 設置・運営事業者募集要項 自主財源による整備事業

令和9年4月開設

令和7年12月（令和8年6月一部更新）

大阪市こども青少年局
幼保施策部幼保企画課

目 次

1	募集の趣旨	2
2	応募にあたっての注意事項	2
3	応募条件、事業類型・定員等	3
4	設備及び運営の基準（概要）	5
5	応募資格	6
6	失格事項	8
7	設置・運営の条件	9
8	応募手続き	15
9	設置・運営予定者の選定	19
10	応募費用	22
11	設置・運営予定者選定までのスケジュール	22
12	設置・運営予定者の選定結果	23
13	設置・運営予定者決定後の手続き	23
14	その他	23

1 募集の趣旨

大阪市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業の実施などにより入所枠の拡充を図っており、今回、地域型保育事業（事業所内保育）を設置・運営していただける方を募集します。

事業所内保育事業

保育を必要とする満3歳未満の乳幼児について、当該事業所の従業員等のこども（以下、「従業員枠（こども）」という。）とその他のこども（以下、「地域枠（こども）」という。）を事業主自らが設置する施設又は当該事業主から委託を受けて実施する施設において保育を行う事業です。

また、地域型保育事業（事業所内保育）の開設と同時に、乳児等通園支援事業を実施していただける事業者も募集します。なお、乳児等通園支援事業の実施については任意であり、実施の有無により、事業所内保育事業の設置・運営予定者の選定において、有利・不利になることはありません。

乳児等通園支援事業

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形で支援するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業です。

2 応募にあたっての注意事項

(1) 募集要項の内容は、令和8年度事業であり、令和8年度の予算が大阪市会で議決された場合に執行が可能となります。そのため、状況によって募集の中止や、募集要項の内容が変更となる可能性があります。また、スケジュールに関しても現時点での予定となりますので、本市ホームページや問合せ等により、状況を常に確認するようにしてください。

(2) 本募集要項の定義などは、本市の解釈によるものとします。

(3) 同一物件で複数の募集区分に対して応募することはできません。

例) 同じ土地で、本募集要項（事業所内保育）による募集と「令和8年度大阪市地域型保育事業の創設」による募集及び「令和8年度大阪市認可保育所の創設」による募集の両方に応募するケース

(4) 事業所内保育事業の整備については、本市からの開設にかかる補助金（施設整備）はありません。事業所の設置費用について、すべての資金をご用意していただく必要があります（自主財源による整備）。

※ 乳児等通園支援事業を同時に実施する場合、事業所内保育事業部分については、整備補助金対象外ですが、乳児等通園支援事業部分については整備補助金の対象となります。

整備補助金の詳細については、本募集要項裏面に記載の担当までお問合せください。

- (5) 各地域における募集数に上限はありません。応募いただきました事業計画について、書類審査及びヒアリングにより適格性審査を行い、個別に決定します。
- ただし、応募状況等により、他事業者が同一物件に応募及び競合をする場合には、止むを得ず選定審査等となる場合があります。
- (6) ご不明な点やご質問がありましたら、お電話等でお問い合わせください。質疑内容が共有すべき内容であれば必要に応じて大阪市ホームページ上で回答します。
- なお、個別の内容は、応募相談をご利用ください。

3 応募条件、事業類型・定員等

(1) 応募にかかる条件

令和9年3月末までに施設整備を完了し、大阪市の認可及び確認を受けて、令和9年4月1日までに運営を開始してください。※整備状況等に応じて本市との協議により、早期開設が可能です。

応募数に上限はありませんが、応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

なお、開設にあたっては、保育ニーズや保育提供終了後の連携先等も含めて事業計画を策定したうえで応募するようにしてください。

また、保育所等の安定的な事業の継続性の観点から、①建物を賃貸借して改装する場合は建物賃貸借契約を10年以上（改修期間を除く）にする、②土地を借りて保育所等を建築する場合は、土地の賃貸借期間を建物の耐用年数期間以上（建築期間を除く）にする、など長期の経営を目指してください。

また、応募時点で認可を受けていない施設・事業所から給食搬入を受ける事業計画での応募はできません。（社内食堂からの搬入は可能です。）

※ 乳児等通園支援事業を同時に実施する場合、事業開始は地域型保育事業（事業所内保育）の開設日に準じます。なお、事業開始に伴い、やむを得ない理由により、開設日からの開始が困難な場合は、遅くとも開園2か月以内の開始を目途に個別に協議のうえ決定します。

(2) 募集地域

大阪市内全域にて募集します。地域ごとに募集数の上限もありません。

(3) 事業類型・定員

募集における事業類型及び定員については、以下のとおりとします。

なお、事業所の定員の構成については、原則0歳～2歳の全年齢において定員を設定することとし、0歳児≤1歳児≤2歳児となるようにしてください。

ア 保育所型事業所内保育事業

定員 0～2歳児 20人以上

イ 小規模型事業所内保育事業（A型・B型）

定員 0～2歳児 19人以下

- (4) 地域の児童にかかる入所枠（地域枠）の設定について
 利用定員数に応じ、下表の数以上の地域枠の設定が必要です。

利用定員数	地域枠 (内数)	利用定員数	地域枠 (内数)
1～5人	1人	26～30人	7人
6～7人	2人	31～40人	10人
8～10人	3人	41～50人	12人
11～15人	4人	51～60人	15人
16～20人	5人	61人～	20人
21～25人	6人		

※ 地域枠と従業員枠との関係

- 大阪市では、「地域枠」について、従業員のこどもを預かる運用を原則認めないこととします。
- 一方、「従業員枠」につきましては、本市との協議等により、地域のこどもを従業員枠で預かることを可能とします。

4 設備及び運営の基準（概要）

類型		保育所型事業所内保育	小規模型事業所内保育	
			A型	B型
対象児童		0～2歳児		
認可定員		20人以上	6人～19人	
保育 従事者	職員 数	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1 ※上記に加え、保育に従事する職員を1名追加要
	資格	保育士	保育士	保育士 1/2以上 (保育士以外は市長が行う研修を修了した者)
	※ 本事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち1人を一定の条件に限り、保育士配置上の保育士とみなすことができる。			
保育室	設備	【0・1歳児】 乳児室又はほふく室 【2歳児】 保育室		
	面積	【0・1歳児】 1人あたり3.3㎡以上 【2歳児】 1人あたり1.98㎡以上		
屋外 遊戯場	設備	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 (付近の公園で代替可)		
	面積	2歳児1人につき3.3㎡以上		
給食	給食	原則、自園調理 ※連携施設等又は社員食堂からの搬入可 ※調理業務の委託可		
	設備	調理室	調理設備	
	職員	調理員 ※調理業務全部の委託を行う場合及び連携施設等から搬入を行う場合は不要		
その他設備		調乳設備、便所、医務室 (0・1歳児のみ) 保育室と区画された沐浴 設備、シャワー設備、 幼児用トイレ、幼児用 手洗い	調乳設備、便所 保育室と区画された沐浴設備、幼児用トイレ、幼 児用手洗い	
その他職員		嘱託医（内科・歯科）		
耐火基準等		保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物であること及び2方 向避難経路の確保等が要件		
連携施設		地域枠については基本的に連携施設の設定が必要 ※詳細は10ページ参照		

5 応募資格

実施主体は問いません。事業主又は事業主から委託を受けて実施する者が応募可能です。委託先を認可主体とすることも可能とします。ただし、その場合は、部分委託ではなく、運営業務を全面的に委託する必要があります。また、複数の事業者による共同設置の場合は、共同設置事業者全てを確定させた上で、主たる事業者を特定してください。

なお、本募集において新たに社会福祉法人を設立して応募することはできません。法人で応募する場合は、**各応募期間の応募受付開始月の1日時点**において法人が設立されている必要があります。その他、次のア、イの両条件を満たす必要があります。

(1) 次の児童福祉法（以下「法」）の規程をみたすこと

「社会福祉法人と学校法人」「それ以外」で規程が異なります。

	社会福祉法人 学校法人	左以外
法 34 条の 15 第 3 項		
1 号 経済的基礎があること	—	○
2 号 社会的信望があること	—	○
3 号 幹部職員の知識・経験があること	—	○
4 号 欠格事項に該当しないこと	○	○

【参考】法 34 条の 15 第 3 項の概要

第 1 号	<p>次の（ア）～（ウ）のいずれも満たす経済的基礎があること。</p> <p>（ア）応募者が事業を行っている場合は、応募者の全体の財務内容について、直近の会計年度に 3 年以上連続して損失を計上していないこと。</p> <p>（イ）各応募期間の応募受付開始月の 1 日時点において、本事業の年間事業費の 6 分の 1 以上に相当する資金を普通預金等により有していること</p> <p>（ウ）本事業を行うために必要な土地建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる土地又は建物であり、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。</p>
第 2 号	<p>応募者（応募者が法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者とする）が社会的信望を有すること</p>
第 3 号	<p>実務を担当する幹部職員の知識・経験があることとは、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。</p> <p>（ア）実務を担当する幹部職員（施設長）が、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設等において 2 年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。</p> <p>（イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員（施設長）を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。</p> <p>（ウ）経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員（施設長）を含むこと。</p>
第 4 号	<p>次のいずれにも該当しないこと（一部のみ抜粋して記載）</p> <p>（ア）申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき</p> <p>（イ）申請者が、認可を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者</p> <p>（ウ）申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき など</p>

(2) 暴力団等にかかる次のア、イの両条件をみたすこと

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと
- イ 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または大阪市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する役員がないこと

(3) 運営事業の委託について

ア 応募にあたっては、委託元だけでなく、委託先の財務内容等法人の運営状況も審査対象とします。

イ 委託期間

運営事業の委託期間は最低4年とする。

ウ 契約書に以下の項目については必ず明記することとします。

- 委託業務内容
- 委託期間（4年以上）
- 事故発生時の責任体制
- その他運営にあたり必要な項目

エ 委託先を変更する場合は保育への影響を及ぼさないよう、変更を行う日の1年前までに、こども青少年局と協議すること。委託先を変更する際には、再度選定ヒアリングを実施する予定です。

6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、審査を行うことなく申請者を失格とする。また、選定後に該当した場合又は該当していることが判明した場合は、選定を取り消すことがある。

- (1) 選定会議の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合
- (2) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があった場合
- (4) 提出期間内に必要な提出書類が提出されなかった場合
- (5) この要項及び補助要綱等に違反又は著しく逸脱した場合
- (6) その他不正行為があった場合

7 設置・運営の条件

(1) 事業所内保育事業設置にかかる条件

ア 事業所が「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 101 号）」、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 99 号）」、及びその他の関係法令に適合した事業所であること。

※ 令和 8 年 12 月 25 日から施行予定のこども性暴力防止法で義務付けられている取組も実施すること。

下記のこども家庭庁ホームページも併せてご確認ください。

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

イ 現在認可を受けていない施設・事業所から給食搬入を受ける事業計画で応募することはできません。

ウ 設置する事業所については、次の A～D の要件をすべて満たしていること。

A 原則として土地・建物の登記等が適切に行われていること。

B 安定的な運営が可能であること。3 ページ「3 応募条件、事業類型・定員等（1）応募に係る条件」を参照のこと。

C 建築基準法による確認済証及び検査済証（[台帳記載事項証明](#)）の交付を受けており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）を行うことができること。

D [現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと](#)。（検査済証の交付を受けていても建築確認通知日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の建物は耐震調査をして問題が無いもの又は耐震補強済の建物であること）

エ 建物の条件

建築基準法による建築確認通知日が昭和 56 年 6 月 1 日以降で同法による検査済証のある建物が基本要件になりますが、この要件を満たさない場合は以下の要件及び次ページの表を参考にしてください。

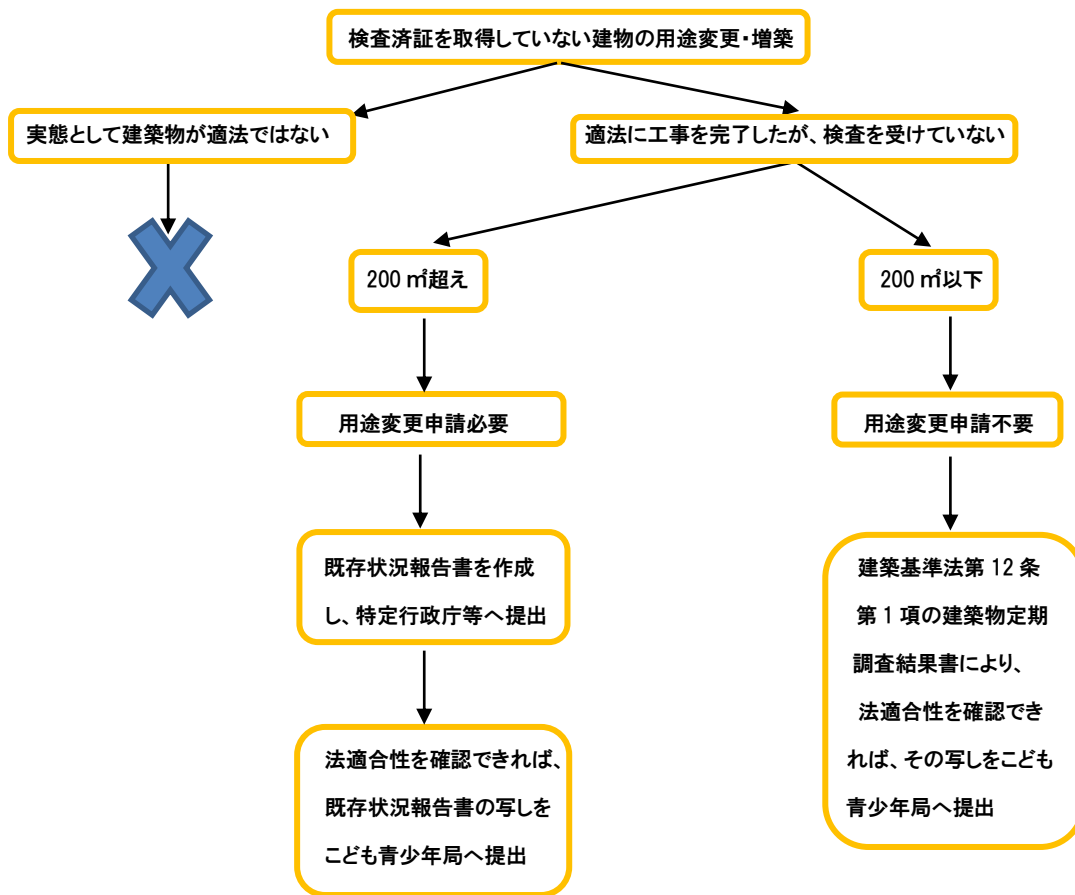
検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、現行の耐震基準を満たしている旨の報告書等が必要になるとともに、次の A～C のいずれかを提出する必要があります。ただし、こども青少年局より特定行政庁等に問い合わせをし、不適格の場合は事業者選定の対象から除外となることがあります。

A 国土交通省の示す「既存建築物の現況調査ガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

B 用途変更申請が必要な場合は、特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写しを提出すること。

C 用途変更申請が不要な場合は、建築基準法第 12 条第 1 項に基づく建築物定期調査結果書の写しを提出すること。

※ 応募する物件について、関係法令・通知などを遵守できることを予め確認する必要があります。



【参考：「7-1 設置運営の条件 (1)工 建物の条件」】

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類	備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和56年6月1日以降	検査済証の写し	★建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証 ★検査済証を紛失した場合は台帳記載事項証明が必要
	昭和56年5月31日以前	検査済証の写し及び耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの	
無 (完了検査を受けていない)	★通知日は問わない	① 建築基準法適合状況調査による調査書	★耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの及び①～③のいずれかが必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適合になることがあります。
		② 200㎡超の用途変更は既存状況報告書(写)	
		③ 建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書	

(2) 地域型保育事業(事業所内保育)の運営にかかる条件等

※ 詳細は「[地域型保育事業所 開設・運営の手引き](#)」を必ず参照してください。

ア 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日

イ 開所時間

保育標準時間の認定を受けたこどもの入所が可能なよう、原則11時間以上とする。

ウ 受入対象

保育認定を受けたこどものうち生後6か月から満3歳となる年度の末日までの者

エ 保育内容

入所児童の健全な育成に最適な保育環境を確保するとともに、国が定める「保育所保育指針」に準拠し、その他関係法令に基づいて保育を実施すること。

オ 連携施設の確保について

事業者は、事業類型に応じて、次の(ア)～(ウ)に該当する連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保する必要があります。

(ア) 利用乳幼児に対する集団保育体験の機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育内容に関する支援を行うこと。

(イ) 地域型保育事業所の保育士等が急病等の場合、必要に応じて代替の保育を提供すること。

(ウ) 地域型保育事業所を利用する乳幼児が3歳に達した後、引き続き受入れを行うこと。

分類	連携施設の設定義務
① 保育所型（地域枠）	上記ウのみ
② 保育所型（従業員枠）	義務なし
③ 小規模型（地域枠）	上記ア～ウ
④ 小規模型（従業員枠）	上記ア、イのみ

※令和11年度末までは連携施設の確保について猶予される経過措置期間となっておりますが、連携施設の確保に努めてください。

(3) 費用徴収等について

ア 地域型保育給付について

【地域枠のこども】

市町村から各事業所への地域型保育給付は、公定価格（国が定める地域型保育事業に通常要する費用）から保育料（事業者が徴収）を控除したものとなります。

※ 公定価格（国が定める額）－保育料（事業者が徴収）＝地域型保育給付

なお、給付費は、制度上は保護者に対する個人給付ですが、法定代理受領により市町村から直接各事業者を支払われます。

【従業員枠のこども】

従業員枠で利用するこどもについては、居住する市町村において支給認定を受ける必要があり、給付についても居住する市町村が行うこととなります。

また、従業員枠のこどもの利用について福利厚生・人材確保の側面もあることから事業者には一定の負担を求めることとしており、公定価格の基本分単価について、従業員枠のこどもに対する金額は地域枠のこどもに対する金額の84%となっています。

イ 保育料（利用者負担額）について

【地域枠のことも】

保育料（利用者負担額）については、市町村が決定し、各事業者が徴収します。

そのため、保護者が居住する市町村（本市の場合は区保健福祉センター）から保護者に決定通知を行うとともに事業者に対してその金額をお知らせし、事業者が保護者から保育料を徴収することとなります。

【従業員枠のことも】

従業員枠における利用者負担額については、居住する市町村にて決定した保育料を上限として、事業者が決定することができます。

そのため、事業者における福利厚生事業の一環として保育料の一部又は全部を事業主として事業者が負担することもできます。

ウ その他徴収金

通常、保育に必要となる諸経費については、保育料及び給付費によって賄われるので、特別保育（延長保育・一時保育・休日保育等）にかかる利用料、給付費に含まれない必要経費及び教育・保育の質の向上を図る上で必要となる上乗せ利用料以外は、保護者から費用を徴収することはできません。

なお、これらの費用については、事業の性質を鑑み、利用者の世帯の負担を考慮する必要があります。

※ 保育料・給付費に含まれない必要経費とは、児童に帰属するもの（制服・個人で使用する保育用品）等であり、保育料及び特別保育にかかる費用以外を徴収する際には、運営（管理）規程において規定するとともに、重要事項説明書にて保護者に対し使途を明確に説明したうえで承諾を得る必要があります。

(4) 乳児等通園支援事業の事業内容等について

ア 利用対象者

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない 0歳6か月～満3歳未満の未就園児。ただし、企業主導型保育事業所を除く認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満の園児は対象とする。

イ 受け入れ児童

次のいずれかとする。なお、歳児は当該年度の4月1日時点を基準とする。

(ア) 0歳児、1歳児及び2歳児

(イ) 1歳児及び2歳児

(ウ) 2歳児のみ

※ ただし、近接する事業所において、進級に伴う連携ができ、利用者が進級後も本制度を継続的に利用できる場合はこの限りではない。

ウ 事業内容

利用者に対し、月10時間以内の定期的又は定期的でない柔軟な預かりを行う。

実施方法については一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立）のいずれかで実施することとし、余裕活用型については対象としない。

なお、同年齢保育または異年齢保育は問わない。

エ 実施日

事業者において決定する。

なお、変更する際は認可変更手続きが必要となる場合があるため、実施日はそれを考慮して決定すること。ただし、毎月延べ50時間以上の、受け入れ枠を確保すること。

オ 利用料

こども一人1時間あたり300円

(ア) 利用料は、実施施設が利用対象者（保護者）から直接徴収する。徴収した利用料は、当該事業の歳入として適正な会計処理を行い、事業経費の一部に充てることができる。

ただし、給食費、おやつ代、おむつ代等個々の利用対象者（保護者）にかかる実費については、別途利用対象者（保護者）から徴収することができる。

（注）利用対象者（保護者）の都合により利用日当日を含めキャンセルした場合の利用料は施設の裁量により徴収することも可能とするが、その場合は、利用対象者（保護者）に対してその根拠、金額、キャンセル料の発生日時等について利用開始前に説明するものとし、当日の支払い予定額を超えて請求してはならないものとする。

(イ) 生活保護法による被保護世帯の利用対象者（保護者）については、利用料を全額減免する。（ただし、減免相当額については本市補助金に加算する。）

(ウ) 市町村民税非課税世帯の利用対象者（保護者）については、利用料をこども一人1時間あたり240円減免する。（ただし、減免相当額については本市補助金に加算する。）

※ 上記内容は、令和8年度以降、国における事業内容の検討結果等に伴い変更になる可能性がある。

カ 総合支援システムの利用

利用申込受付や利用時間の記録等は、国が開発した総合支援システムの利用が必須となる。システムの利用方法など詳細は、選定後に情報提供する。

キ 実施要件

(ア) 設備運営基準

「大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」のとおり。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000661/661832/jourei.pdf>

(イ) 認可を受ける際の条件等

「大阪市乳児等通園支援事業認可等要綱」のとおり

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000661/661832/ninnkatouyoukou.pdf>

(ウ) 審査基準

「大阪市乳児等通園支援事業の認可に関する審査基準」のとおり

<https://cms3.city.osaka.lg.jp/kanri/seisaku/cmsfiles/contents/0000669/669257/sinnsakijunn.pdf>

(エ) その他

こども家庭庁が作成した「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」の内容を踏まえて本事業を実施すること。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/cmsfiles/contents/0000661/661832/tebiki.pdf>

※ 社会福祉法人、特定非営利活動法人が本事業を実施する場合は、定款の変更が必要になる場合がある。

学校法人の場合は、寄付行為への記載の要否について、各所轄庁（文科省、大阪府教育庁私学課）に相談すること

8 応募手続き

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年12月24日(水)から令和8年8月20日(木)まで

午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等市役所閉庁日を除く)

イ 配布場所

大阪市役所 ども青少年局幼保施策部幼保企画課(環境整備グループ)

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※なお、募集要項は大阪市ども青少年局ホームページよりダウンロードできます。

○募集要項 <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000664450.html>

○様式 <https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000668600.html>

(2) 応募相談について

【応募相談の申込みについて(予約制)】

応募相談は、前日までに必ず電話で予約をしていただき、相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募予定事業者へ確認する内容もありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。

予約状況により、希望の日時に対応ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【応募相談期間】

応募期間ごとに相談を受け付けます。なお、**本募集要項全般に関する相談は随時受け付けます。**

応募期間1	令和7年12月24日(水)から令和8年2月16日(月)まで
応募期間2	令和8年2月26日(木)から令和8年4月16日(木)まで
応募期間3	令和8年4月30日(木)から令和8年6月18日(木)まで
応募期間4	令和8年7月2日(木)から令和8年8月20日(木)まで

①午前10時 ②午前11時 ③午後2時 ④午後3時 ⑤午後4時 の5区分で各1時間程度(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等市役所閉庁日を除く)

【相談できる内容】

- 事業所設置予定地の場所の確認
- 条例等の基準を満たす施設であるか否かの確認
- 保育制度の内容説明
- 応募可能な事業者であるか否かの確認
- 提出書類に関すること

【相談問合せ先・応募相談場所】

大阪市役所 ども青少年局幼保施策部幼保企画課(環境整備グループ)
大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側
電話 06-6208-8109

(3) 応募にかかる事前登録について

ア 事前登録

応募する場合は所定の用紙（申込用紙）に必要事項を記載し、添付書類を添えて事前登録を行ってください。なお、事前登録を行っていない応募予定事業者及び案件は、受付期間内に応募書類を持参しても受付をいたしません。

※事前登録前に、原則 1 回は応募相談を行ってください。

イ 事前登録受付期間

応募期間 1	令和 7 年 12 月 24 日（水）から令和 8 年 2 月 2 日（月）まで
応募期間 2	令和 8 年 2 月 26 日（木）から令和 8 年 4 月 2 日（木）まで
応募期間 3	令和 8 年 4 月 30 日（木）から令和 8 年 6 月 4 日（木）まで
応募期間 4	令和 8 年 7 月 2 日（木）から令和 8 年 8 月 6 日（木）まで

午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

（土曜日、日曜日及び祝日等市役所閉庁日を除く）

事前登録の書類は原則持参としますが、送付による場合は簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）に限ることとし、事前登録期間最終日午後 5 時 30 分までに必着とします。

ウ 受付場所

前ページの『(2) 応募相談について【相談問合せ先・応募相談場所】』と同じ

エ 事前登録書類（1 部）

※ ★印のあるものは応募書類でコピーの提出が必要になります。

(ア) 事前登録申込書 様式第 1 号

(イ) 応募事業者確認書類（※いずれも原本かつ発行後 3 か月以内のものが必要）

A 応募事業者が法人の場合

・★法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

・★印鑑登録証明書

B 応募事業者が個人の場合

・★住民票の写し（原本が必要）

・★印鑑登録証明書

(ウ) ★誓約書（様式第 2 号）

(エ) ★応募物件の登記事項証明書（全部事項証明書）

（土地に建設する場合は土地分及び公図、賃貸物件を改修する場合は建物分が必要

※ いずれも原本かつ発行後 3 か月以内のものが必要

(オ) ★事前登録チェック表（様式第 3 号）

(カ) 整備工事スケジュール表（様式については任意）

工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。

※ 〃 線の証明書等は全て原本かつ発行後 3 か月以内のものを添付してください。

※ 複数申込みの場合、案件ごとに提出が必要ですが、(イ) は共通で可とします。

(キ) ★検査済証等

提出に必要な書類は下表（次ページ）をご参照ください。

検査済証の有無	建築確認通知日	必要提出書類	備考
有 (紛失した場合を含む)	昭和56年6月1日以降	検査済証の写し	★建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証 ★検査済証を紛失した場合は 台帳記載事項証明 が必要
	昭和56年5月31日以前	検査済証の写し及び <u>耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの</u>	
無 (完了検査を受けていない)	★通知日は問わない	① 建築基準法適合状況調査による調査書	★耐震診断結果等新耐震基準での耐震性が証明できるもの及び①～③のいずれかが必要。 ★特定行政庁へ照会し、場合によっては不適合になることがあります。
		② 200㎡超の用途変更は既存状況報告書（写）	
		③ 建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書	

※ 耐震基準を満たしていない場合は、認可を受けるまでに改修し、耐震基準を確保することを条件に応募可とします。その場合は、改修後に耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要となります。

(4) 応募書類の受付期間

応募期間1	令和7年12月24日（水）から令和8年2月16日（月）まで
応募期間2	令和8年2月26日（木）から令和8年4月16日（木）まで
応募期間3	令和8年4月30日（木）から令和8年6月18日（木）まで
応募期間4	令和8年7月2日（木）から令和8年8月20日（木）まで

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始等市役所閉庁日は除く）

※ 応募書類の提出は持参とします。送付等による受付は行いませんので、ご注意ください。なお、書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いいたします。また、提出書類に不足等がある場合は、受付できません。

※ 受付期間中の書類差替えは可能としますが、受付期間終了後につきましては、原則、書類差替え等を行えません。

※ 受付期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されますので、あらかじめ時間に余裕をもってお越しください。

(5) 応募書類について

- 応募書類は、正本1部及び副本（写し）5部の計6部とします。
- 提出書類一覧表（チェック表）等を参照のうえ、必要書類を提出してください。
- 応募書類については「提出書類一覧表（チェック表）」の項目番号ごとにインデックスを付け、それぞれの項目番号ごとにページ番号（1-1・1-2、2-1・2-2等）を付記したうえで、1部ずつA4ファイルに穴をあけて綴じてください。クリアブックリフィル（ポケット）等での提出は不可とします。
- 応募書類の表紙及び背表紙には、正本・副本の表記、事業者名、募集番号、行政区を明記するようにしてください。
- 応募書類の詳細については、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックを行ってください。なお、提出書類一覧表（チェック表）は、提出時のチェック作業にも使用しますので、応募書類（正本・副本）それぞれの巻頭に綴じてください。

※ 副本については応募書類提出期間中に本市が確認した正本を複写し、次の副本提出期日までに提出してください。

応募期間1	令和8年2月24日（火）まで
応募期間2	令和8年4月23日（木）まで
応募期間3	令和8年6月25日（木）まで
応募期間4	令和8年8月27日（木）まで

（注）当募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類の受理をお断りさせていただきます。応募書類については、正本、副本ともに必ず内容を確認のうえ、提出してください。

- 提出した応募書類の応募締め切り後における内容変更及び追加書類の提出は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。（A4サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A3サイズとし、片袖折りで作成してください。）両面印刷での提出も可能です。
- パイプ式ファイル、フラットファイル（背表紙伸縮式含）に綴じて提出してください。
- クリアブックリフィル、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど対策を講じてください。
- ヒアリング時に応募書類の内容に基づいて質問を行う場合がありますので、応募事業者も控えを取り、ヒアリング時に持参するようにしてください。

9 設置・運営予定者の選定

(1) 設置・運営予定者の選定について

- ア 設置・運営予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会にて行います。
- イ 応募事業者（事業主および委託先）については、提出書類及びヒアリングにより総合的に審査を行います。
- ウ 審査は、審査基準に基づき審査します。
- エ 設置・運営予定者は審査会の結果を受けて、大阪市が決定します。

(2) 審査会及び審査方法について

ア ヒアリングについて

審査会におけるヒアリングは、事業主の代表者（又は、事業責任者）及び事業所の施設長（管理者）予定者の出席が必要となります。なおヒアリングには、4人まで出席可能です。ただし、出席できるのは、経営者、従業員及び採用予定者に限ります。

運営事業を委託する場合は、委託先の事業責任者の出席も必要です。その場合でも、出席可能人数は4人とします。

なお、乳児等通園支援事業を同時に実施する場合は、上記に加え乳児等通園支援事業の管理者の出席も必要になります。この場合、出席可能人数は6人とします。

イ 審査会の日程について

応募期間ごとに下記の期間中に実施します。

応募申請後、日程が確定次第、応募事業者の代表者宛て通知します。

なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外しますので、あらかじめご了承ください。

審査会におけるヒアリング日程につきましては、応募事業者の代表者宛て郵送にて通知します。

応募期間1	令和8年3月下旬から令和8年4月上旬まで
応募期間2	令和8年5月下旬から令和8年6月中旬まで
応募期間3	令和8年7月中旬から令和8年8月上旬まで
応募期間4	令和8年9月下旬から令和8年10月中旬まで

応募書類受付期間終了後3週間を経過しても通知が届かない場合は次のお問い合わせ先へご確認をお願いします。

【お問合せ先】

大阪市役所 こども青少年局幼保施策部幼保企画課（認可給付グループ） 大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側 電話 06-6208-8018
--

ウ 審査の対象について

審査会においては、「事業者の概要」、「事業計画」、「整備計画」について評価を行い、各項目において50%以上を獲得し、かつ、全体で60%以上を獲得した事業者を予定者選考の対象とします。

(3) 主な審査項目（※内容は変更する可能性があります。）

※ 審査項目の詳細は、[大阪市ホームページ「令和8年度 保育施設等設置・運営事業者募集における審査項目（概要・詳細）」](#)にて公開しています。資料作成及び審査会前には必ず内容を確認してください。

ア 地域型保育事業の審査項目（乳児等通園支援事業を同時に実施しない場合）

	審査内容（概要）	配点
事業者 現況	①事業者の運営理念・保育方針について ②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について ③代表者・事業責任者について ④監査指摘の事後対応について ⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑥財政基盤・財務状況について ⑦規程整備について	30点 程度
事業計画	①施設運営にかかる収支予算計画について ②施設の運営方針について ③施設長予定者及びその運用方法について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考えについて ⑥教育・保育に関する全体的な計画等について ⑦給食について ⑧通常時及び災害時非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について ⑪苦情処理の取組について ⑫連携施設の確保について	50 点 程度
整備計画	①施設整備にかかる資金計画について ②認可基準に関わる設備について ③認可基準外の設備等について ④屋外遊戯場について	20点 程度
合 計		100 点

※ 上記表の各項目において配点の50%以上の点を獲得し、合計で60%以上（60点以上）を獲得した事業者を地域型保育事業の設置・運営予定者の選考の対象とします

イ 地域型保育事業と乳児等通園支援事業を同時に応募する場合の審査項目

項目	審査内容（概要）	配点
事業者 現況	①事業者の運営理念・保育方針について ②事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制等について ③代表者・事業責任者について ④監査指摘の事後対応について ⑤良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑥財政基盤・財務状況について ⑦規程整備について	30点 程度
事業計画 (地域型 保育事業)	①施設運営にかかる収支予算計画について ②施設の運営方針について ③施設長予定者及びその運用方法について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考えについて ⑥教育・保育に関する全体的な計画等について ⑦給食について ⑧通常時及び災害時非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について ⑪苦情処理の取組について	50点 程度
事業計画 (乳児等通園 支援事業)	①施設運営にかかる収支予算計画について ②管理者（予定者）及びその運用方法について ③職員配置計画について ④教育・保育に関する全体的な計画等について ⑤給食について ⑥通常時及び災害等非常時の安全管理について	25点 程度
整備計画 (地域型 保育事業・乳児 等通園支援事業)	①施設整備にかかる資金計画について ②認可基準に関わる設備について ③認可基準外の設備等について ④屋外遊戯場について	20点 程度
合 計		125点

※ 上記表の各項目において配点の50%以上の点を獲得し、合計で60%以上（75点以上）を獲得した事業者を地域型保育事業の設置・運営予定者の選考の対象とします

10 応募費用

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とします。

11 設置・運営予定者選定までのスケジュール（応募期間1～4）

【応募期間1】

内 容	日 程
応募相談期間	令和7年12月24日（水）～令和8年2月16日（月）
事前登録受付期間	令和7年12月24日（水）～令和8年2月2日（月）
応募書類（正本）受付期間	令和7年12月24日（水）～令和8年2月16日（月）
応募書類（副本）受付期限	令和8年2月24日（火）
審査会開催期間	令和8年3月下旬～令和8年4月上旬
審査結果の公表	令和8年4月下旬

【応募期間2】

内 容	日 程
応募相談期間	令和8年2月26日（木）～令和8年4月16日（木）
事前登録受付期間	令和8年2月26日（木）～令和8年4月2日（木）
応募書類（正本）受付期間	令和8年2月26日（木）～令和8年4月16日（木）
応募書類（副本）受付期限	令和8年4月23日（木）
審査会開催期間	令和8年5月下旬～令和8年6月中旬
審査結果の公表	令和8年7月上旬

【応募期間3】

内 容	日 程
応募相談期間	令和8年4月30日（木）～令和8年6月18日（木）
事前登録受付期間	令和8年4月30日（木）～令和8年6月4日（木）
応募書類（正本）受付期間	令和8年4月30日（木）～令和8年6月18日（木）
応募書類（副本）受付期限	令和8年6月25日（木）
審査会開催期間	令和8年7月中旬～令和8年8月上旬
審査結果の公表	令和8年9月上旬

【応募期間4】

内 容	日 程
応募相談期間	令和8年7月2日（木）～令和8年8月20日（木）
事前登録受付期間	令和8年7月2日（木）～令和8年8月6日（木）
応募書類（正本）受付期間	令和8年7月2日（木）～令和8年8月20日（木）
応募書類（副本）受付期限	令和8年8月27日（木）
審査会開催期間	令和8年9月下旬～令和8年10月中旬
審査結果の公表	令和8年11月上旬

1 2 設置・運営予定者の選定結果

選定結果及び委員講評の内容は、応募事業者に通知します。また、選定された事業者の名称、設置予定場所及び委員講評の内容等は本市ホームページ上で、公表します。

1 3 設置・運営予定者決定後の手続き

設置・運営予定者は、保育施設を開設するため、認可・確認を受ける必要があります。

1 4 その他

- (1) 建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な事業所を整備し、大阪市の選定を受けた設置・運営予定者自らが運営すること。
- (2) 設置・運営予定者となった者は事業所の整備にあたり、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮するとともに、設置・運営予定者自身の責任において誠意をもって対応すること。また、事業所の整備と運営を円滑に行うためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であり、事前に丁寧な説明を行うとともに近隣住民からの要望等については、設置・運営予定者の責任において、誠意をもって対応すること。

(3) 避難確保計画の作成について

近年、全国各地で豪雨災害が多発しており、平成 29 年 6 月に水防法が改正されました。河川氾濫等の浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設【保育所、認定こども園、地域型保育事業所等を含む】では、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化されています。

※ 避難確保計画の作成提出は開設前に行う必要があります。詳細は大阪市ホームページの以下のページをご参照ください。

参考ページ：「水防法改正に伴う要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000409706.html>

令和8年7月発行（令和8年6月一部更新）

大阪市こども青少年局幼保施策部

幼保企画課（環境整備グループ）作成

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL 06-6208-8109